

内閣府犯罪被害者等施策推進室担当官 殿

平成17年11月14日

警 察 庁

「犯罪被害者等基本計画案試案(3)」に対する修正意見について

本年11月10日付け貴府から送付を受けた「犯罪被害者等基本計画案試案(3)」(事務連絡)について、下記のとおり修正意見を提出します。

記

1 意見

「3. 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)」の[今後講じていく施策](3)で、

「…ボランティア支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の保証等…」(P16下から6行目～下から5行目)

中、「信頼性の保証」を「信頼性の確保」と修正されたい。

2 理由

パブリックコメントに寄せられた要望の趣旨は、社会的な認知の下に支援活動について様々な側面からサポートを求めるものと解されるどころ、支援活動を行う者やその活動が犯罪被害者等広く国民や社会全体から信頼されるための方策という意味で、「信頼性の確保」がより適切な表現と考えられるため。

以 上